

第1047回教育委員会

平成29年10月19日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 教育長職務代理者の指名

5 議席の決定

6 報 告

- (1) 第72回国民体育大会山形県選手団の成績について
(スポーツ保健課競技スポーツ推進室)
- (2) 「山形県いじめ防止基本方針」の改定状況について (義務教育課)
- (3) 平成30年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について (高校教育課)

7 議 題

- 議第1号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)
- 議第2号 山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (高校教育課)
- 議第3号 平成30年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について (高校教育課)
- 議第4号 平成31年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について (高校教育課)
- 議第5号 山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について (文化財・生涯学習課生涯学習振興室)
- 議第6号 山形県スポーツ推進審議会委員の委嘱(任命)について (スポーツ保健課)

8 閉 会

第72回国民体育大会結果

1. 大会期日 スケート競技 平成29年 1月27日(金)～1月31日(火)
スキー競技 平成29年 2月14日(火)～2月17日(金)
会期前 平成29年 9月9日(土)～9月17日(日)
主会期 平成29年 9月30日(土)～10月10日(火) : 開会式 9月30日(土)

2. 会場 冬季(スケート・スキー) 長野県下
本大会(会期前・主会期) 愛媛県下

3. 県選手団 冬季 スケート競技 団長 武田 浩一 以下 30名 : スキー競技 団長 早坂 孝 以下85
本大会 団長 吉村美栄子 以下 446名(31競技)

4. 総合成績

天皇杯(男女総合成績) 第31位 873.5点 (71回 26位 929 70回 36位 801.5)
皇后杯(女子総合成績) 第25位 541.5点 (71回 23位 566 70回 39位 410.5)

5. 種目別総合順位

カヌー競技 男女総合 第1位 女子総合 第3位
フェンシング競技 女子総合 第7位
アーチェリー競技 男女総合 第2位 女子総合 第1位
陸上競技 女子総合 第8位

6. 入賞競技団体 17競技(前回12競技)

スキー、スケート、陸上競技、水泳(競泳・飛込)、ボート、ボクシング、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ソフトテニス、馬術、フェンシング、ライフル射撃、ラグビーフットボール、カヌー、アーチェリー
(※国体競技番号順)

7. 優勝数

第72回	(愛媛県)	10
第71回	(岩手県)	12
第70回	(和歌山県)	7

8. 団体・個人別 入賞数及び得点 ※()の数は、昨年(第71回)の入賞数・得点等

区別	入賞数	得点	得点割合 %
団体	11 (11)	184.5 (223.0)	39.0 (44.0)
個人	68 (70)	289.0 (296.0)	61.0 (56.0)
合計	79 (81)	473.5 (529.0)	100%

競技得点	
陸上競技	40.0
水泳(競泳)	10.0
水泳(飛込)	4.0
ボート	8.0
ボクシング	14.5
バスケットボール	12.5
レスリング	18.5
セーリング	2.0
ウェイトリフティング	15.0
ソフトテニス	30.0
馬術	7.0
フェンシング	27.0
ライフル射撃	7.0
ラグビーフットボール	25.0
カヌー	108.0
アーチェリー	48.0
スケート	73.0
スキー	24.0
合計	473.5

9. 種別 入賞数及び得点

種別	入賞数	得点	得点割合 %
成年男子	14 (22)	76.5 (109.5)	16.1 (20.7)
成年女子	12 (9)	85.5 (22.0)	18.1 (4.1)
少年男子	32 (30)	185.5 (193.5)	39.2 (36.6)
少年女子	21 (20)	126.0 (204.5)	26.6 (38.6)
合計	79 (81)	473.5 (529.5)	100%

成年	26 (31)	162.0 (131.5)	34.2 (24.9)
少年	53 (50)	311.5 (397.5)	65.8 (75.1)

10. 性別 入賞数及び得点

性別	入賞数	得点	得点割合 %
男子	46 (52)	262.0 (303.0)	55.3 (57.3)
女子	33 (29)	211.5 (226.0)	44.7 (42.7)
合計	79 (81)	473.5 (529.0)	100%

*今年度よりカヌーペアが個人競技得点扱い

11. 入賞一覧

スポーツ保健課競技スポーツ推進室 2017.10.19

NO1

NO	順位	競技名	種別	種目	選手名	所属	競技得点
1	1位	スケート(スピード)	少年女子	1500m	小竹 琉湖	山形中央高校	8.0
2		スケート(スピード)	少年女子	3000m	鈴木 杏菜	山形中央高校	8.0
3		陸上競技	少年女子共通	円盤投げ	齋藤 真希	鶴岡工業高校	8.0
4		競泳	成年男子	100m平泳ぎ	小関也朱篤	ミキハウス	8.0
5		ボート	少年女子	シングルスカル	鈴木 伶奈	酒田光陵高校	8.0
6		カヌー	少年女子	JWK-2(500)	山形選抜 (佐藤友香・増川知保)	谷地高校・寒河江高校	8.0
7		カヌー	少年男子	JC-2(500)	山形選抜 (荒木岳樹・伊藤真大)	谷地高校	8.0
8		カヌー	少年女子	JWK-2(200)	山形選抜 (佐藤友香・増川知保)	谷地高校・寒河江高校	8.0
9		カヌー	少年男子	JC-2(200)	山形選抜 (荒木岳樹・伊藤真大)	谷地高校	8.0
10		カヌー	少年男子	JK-4(200)	山形選抜 (鈴木・戸田・佐藤・設楽)	谷地高校	24.0
11	2位	スケート(スピード)	少年男子	500m	森重 航	山形中央高校	7.0
12		陸上競技	少年女子A	400mハードル	大城 楓奈	山形北高校	7.0
13		陸上競技	少年女子B	100mハードル	阪 希望	山形中央高校	7.0
14		ボクシング	成年男子	ライトウェルター級	岡澤セオン	中央大学	7.0
15		フェンシング	成年女子	サーブル	山形選抜 (舟山・竹田・荒井)	山形銀行・東京ガーデンFC 羽山総合建設	21.0
16		カヌー	少年男子	JK-1(500)	小野 隼人	谷地高校	7.0
17		カヌー	少年女子	JWK-1(200)	中村 天音	谷地高校	7.0
18	3位	スケート(スピード)	成年男子	2000mリレー	山形選抜 (由井・一戸・青山・森永)	早稲田大学・信州大学 大東文化大学・山形県体育協会	6.0
19		スケート(スピード)	少年男子	2000mリレー	山形選抜 (佐竹・上水・北澤・森重)	山形中央高校	6.0
20		スケート(スピード)	少年女子	2000mリレー	山形選抜 (山口・秋田古川・鈴木)	山形中央高校	6.0
21		陸上競技	少年女子A	100m	青野 朱李	山形中央高校	6.0
22		レスリング	成年男子	グレコ85kg級	高島 優太	山形市体育協会	5.5
23		レスリング	少年男子	グレコ96kg級	秋場 勇星	山形商業高校	5.5
24		ソフトテニス	少年男子	団体	山形選抜	羽黒高校	30.0
25		カヌー	少年女子	JWK-1(500)	中村 天音	谷地高校	6.0
26		カヌー	少年男子	JK-4(500)	山形選抜 (鈴木・戸田・佐藤・設楽)	谷地高校	18.0
27		アーチェリー	成年女子	団体	山形選抜 (中村・船見・富樫)	ハードオフコーポレーション 早稲田大学・近畿大学	18.0
28		アーチェリー	少年男子	団体	山形選抜 (石川・照井・佐藤)	鶴岡南高校・鶴岡工業高校 鶴岡工業高校	18.0
29	4位	スキー	成年男子A	ジャイアントスラローム	結城 智裕	(株)置環	5.0
30		スキー	成年女子B	クロスカントリー	青木富美子	真室川高校教員	5.0
31		スケート(スピード)	少年女子	500m	秋田 伶奈	山形中央高校	5.0
32		スケート(スピード)	少年女子	1000m	古川 智洋	山形中央高校	5.0
33		陸上競技	成年女子	100m	佐藤日奈子	大東文化大学	5.0
34		ウエイトリフティング	成年男子	77kg級・スナッチ	三田村和真	羽黒高校教諭	5.0
35		ラグビー	成年男子	団体	山形選抜		25.0
36		カヌー	成年女子	WC-1(500)	佐藤 恵	山形県体育協会	5.0
37		カヌー	成年女子	WC-1(200)	佐藤 恵	山形県体育協会	5.0
38	5位	スキー	少年男子	クロスカントリー	佐藤 凌	北村山高校	4.0
39		スケート(スピード)	少年男子	1000m	上水 隆生	山形中央高校	4.0
40		スケート(スピード)	少年女子	3000m	ウィリアムソン レミ	山形中央高校	4.0
41		陸上競技	少年男子共通	800m	佐藤 駿太	久里学園高校	4.0
42		飛込	少年男子	飛板飛込	松本 慧	米沢東高校	4.0
43		ボクシング	少年男子	ピン級	箭柏 鳳成	日大山形高校	2.5
44		ボクシング	少年男子	ウェルター級	菅 慎吾	新庄神室産業高校	2.5
45		ボクシング	成年男子	ライト級	内構 良斗	拓殖大学	2.5
46		バスケットボール	成年女子	団体	山形選抜	山形銀行	12.5

NO	順位	競技名	種別	種目	選手名	所属	競技得点
47	5位	レスリング	成年男子	フリー61kg級	細谷廉太郎	専修大学	2.5
48		レスリング	少年男子	フリー84kg級	今野 港斗	山形商業高校	2.5
49		レスリング	少年男子	グレコ74kg級	池田貴太郎	山形商業高校	2.5
50		ウエイトリフティング	成年男子	77kg級・クリーン&ジャーク	三田村和真	羽黒高校教諭	4.0
51		ウエイトリフティング	少年男子	53kg級・クリーン&ジャーク	長谷部達也	酒田光陵高校	4.0
52		馬術	成年女子	トップスコア	丹野 里香	ゼンライディングクラブ	4.0
53		ライフル射撃	少年女子	BP40JW	佐藤 琳	東京都北区稲付中学校	4.0
54		カヌー	少年男子	JK-1(200)	小野 隼人	谷地高校	4.0
55		アーチェリー	少年女子	団体	山形選抜 (佐藤・中澤・鎌田)	鶴岡中央高校・鶴岡南高校 鶴岡南高校	12.0
56	6位	スキー	少年男子	クロスカントリーリレー	山形選抜 (石山・佐藤・坂木・落合)	北村山高校	3.0
57		スケート(スピード)	少年男子	1,500m	北澤 佑樹	山形中央高校	3.0
58		スケート(スピード)	少年女子	1,500m	鈴木 杏菜	山形中央高校	3.0
59		ライフル射撃	成年女子	10mS40W	高橋 佳伶	明治大学	3.0
60	7位	スキー	少年女子	ジャイアントスラローム	鈴木 千晴	日大山形高校	2.0
61		スキー	少年男子	ジャイアントスラローム	榎森 啓悟	日大山形高校	2.0
62		スケート(スピード)	少年男子	5000m	小林 裕幸	山形中央高校	2.0
63		スケート(スピード)	少年女子	500m	山口 亜実	山形中央高校	3.0
64		競泳	成年女子	100m背泳ぎ	西脇 怜奈	筑波大学	2.0
65		セーリング	少年男子	レーザーラジアル級	猪狩 祐樹	加茂水産高校	2.0
66		馬術	成年女子	二段階障害飛越	丹野 里香	ゼンライディングクラブ	2.0
67	8位	スキー	成年男子A	スペシャルジャンプ	情野 匡紀	(株)置環	1.0
68		スケート(スピード)	成年男子	1000m	森永 一帆	山形県体育協会	1.0
69		スケート(スピード)	成年男子	1500m	由井 直樹	早稲田大学	1.0
70		スケート(スピード)	少年男子	1000m	北澤 佑樹	山形中央高校	1.0
71		スケート(スピード)	少年男子	1500m	森重 航	山形中央高校	1.0
72		陸上競技	少年男子A	400mハードル	永井 桂大	米沢中央高校	1.0
73		陸上競技	少年女子A	400m	青野 朱李	山形中央高校	1.0
74		陸上競技	少年男子共通	5000m競歩	後藤 彪吾	鶴岡東高校	1.0
75		ウエイトリフティング	少年男子	53kg級・スナッチ	長谷部達也	酒田光陵高校	1.0
76		ウエイトリフティング	少年男子	56kg級・クリーン&ジャーク	石川慎太郎	鶴岡工業高校	1.0
77		馬術	少年	標準障害飛越競技	金野 裕平	鶴岡第四中学校	1.0
78		フェンシング	成年女子	団体フルーレ	山形選抜 (舟山・竹田・荒井)	山形銀行・東京ガーデンFC 羽山総合建設	3.0
79	フェンシング	成年男子	Eペ	山形選抜 (岩倉・戸田・八巻)	山形クラブ・大正大学・青葉道印刷	3.0	
入賞外	12位	スキー	少年女子	クロスカントリー	本間 夏奈	北村山高校	1.0
						競技得点合計	473.5
						参加得点	400.0
						第72回国体得点合計	873.5

*繰上げ

*競技得点は、同一県2名までに与えられ、上位に同一県が3名いる場合は、下位の県の得点が1点繰り上がる。

* 天皇杯得点外

1位	アーチェリー	少年男子	個人	石川 竜也	鶴岡南高校
4位	アーチェリー	少年女子	個人	鎌田 真未	鶴岡南高校

山形県いじめ防止基本方針

【概要版】

最終改定 平成29年10月 山形県

- 人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育てていく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

- いじめの問題を考えるときに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する県民的な課題である。

第1章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

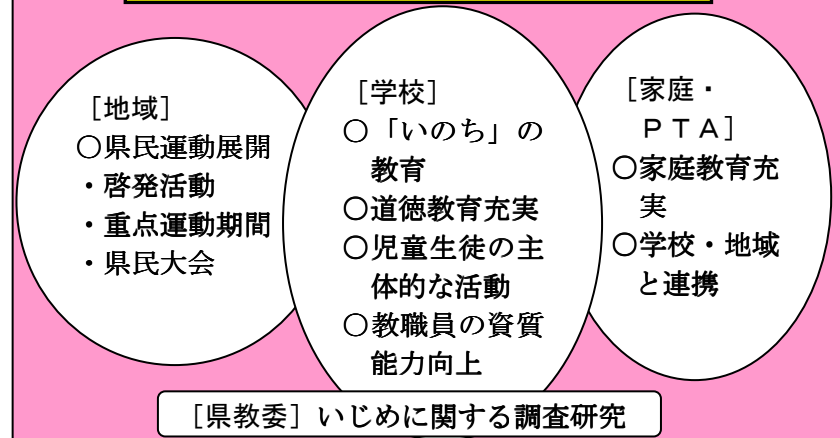
第II章 いじめ防止等の基本的施策

未然防止

—学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組—

- (1) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動” による県民一丸となった運動を展開する。
- (2) 児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、児童生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。
- (3) PTA組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組を推進する。

学校・家庭(PTA)・地域の連携

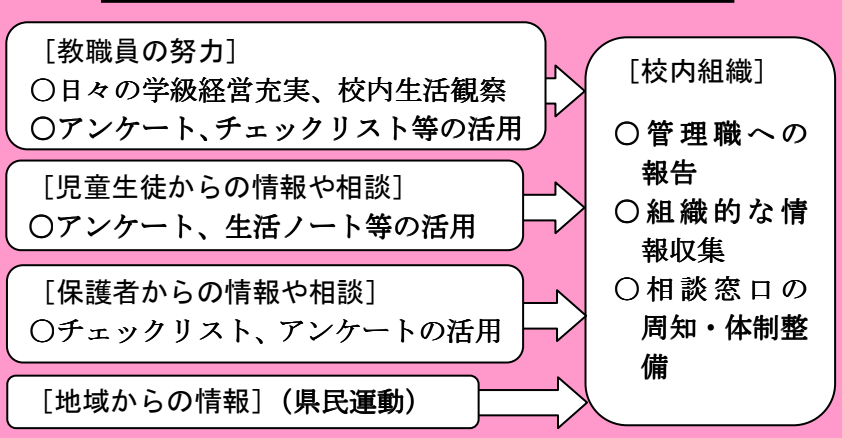


早期発見

—いじめに気づく、見逃さない努力と工夫—

- (1) 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。

早期発見のための具体的な取組

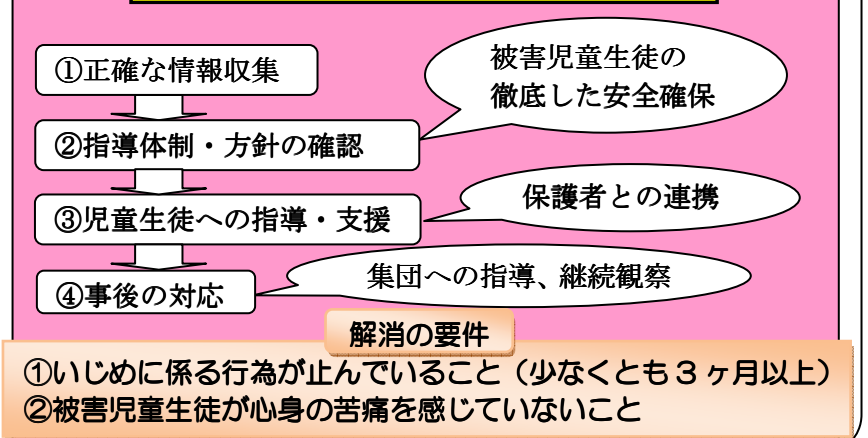


適切な対応

—徹底した組織的対応—

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3) 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

いじめ発生の場合の適切な対応



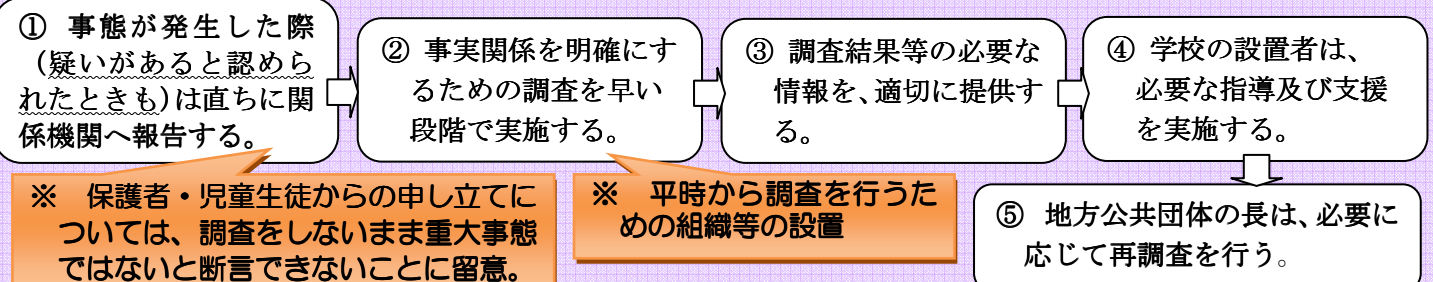
第III章 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応

—日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う—

- 1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- 2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- 3 性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- 4 被災児童生徒
※ 東日本大震災、原子力発電所事故により避難

第IV章 重大事態への対応

—いじめがあったのではないかとこの前提で事実に向き合う姿勢—

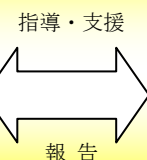


第V章 点検・評価と不断の見直し

—いじめ問題に関する取組が機能しているかを点検し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルの確立—

点検・評価

- [県教育委員会等が行う点検・評価]
○いじめの実態に関する調査結果の分析と観察・問題行動等調査・定期調査・事故報告等
○「山形県いじめ問題審議会」による点検・評価



- [学校が行う点検・評価]
○学校評価・教員評価による点検・評価
・いじめ防止対策に係る取組「点検表」

- [山形県いじめ防止基本方針の見直し]
○不断の見直しと概ね3年を目途にした総点検の実施

山形県いじめ防止基本方針 改定のポイント

平成26年4月に策定された「山形県いじめ防止基本方針」を平成29年10月に改定。いじめ対策推進法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、次の5点を改定のポイントとして、必要に応じた改定措置を講じた。

(1) いじめの定義の確認

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

(2) いじめの解消

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」
被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)。
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

(3) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・被災児童生徒
- など

(4) 重大事態について

- ① 手順を明確にし、確認しておくことが大切であることに加え、市町村に対して、平時から調査を行うための組織等を設置しておくよう促す。
- ② 重大事態の疑いがあると認められたときも、校長は学校の設置者に報告する。

(5) インターネット上のいじめへの対応について

これまでの基本方針で詳細に記載してきました。昨今の問題の深刻化、社会問題化している点を鑑み、別冊にて提示しています。

スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応

[実態を知る]

- インターネットいじめの類型
- ・掲示板、メール、SNS等

[いじめの実態を知る]

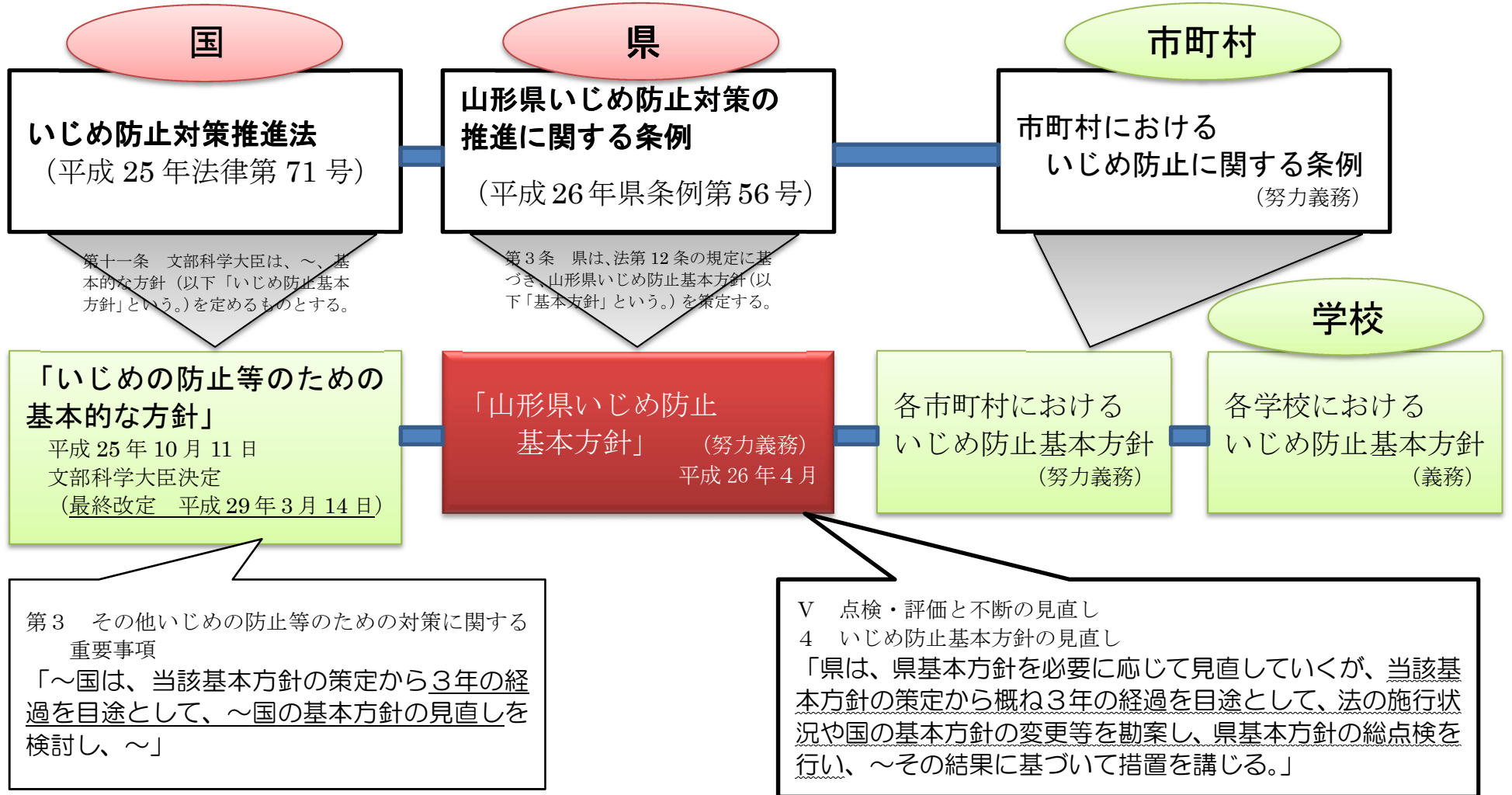
- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
- ・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

[早期発見・早期対応]

- いじめのサイン
- 相談体制整備
- ネットパトロール
- 削除依頼
- 被害防止の取組

いじめ防止対策に係る枠組

教育庁義務教育課



平成30年度

震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項

1 目的

- (1) 震災の影響により山形県（以下、「本県」という）内の小学校に転学し中学校に入学、あるいは本県中学校に転学し（以下、「震災による転入生」という）、平成30年度の本県県立高等学校を受検しようとする生徒に対応し、円滑かつ公正な受検に資する。
- (2) 原発事故等の影響により、福島県を中心に、本県県立高等学校へ受検しようとする生徒の増加が見込まれることから、他県から受検を希望する中学生及び本県中学生が安心して受検できる入学者選抜制度に資する。

2 本実施要項において対象となる生徒

本県または本県以外の中学校を卒業見込みの者で以下の項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 震災で罹災した者、または罹災地域に居住しており、地域環境の悪化等により通常の生活を営めず避難に及んだ者
- (2) 福島第一原子力発電所の20キロ圏内に居住しており避難に及んだ者または、その付近に居住しており、原発事故による放射線の影響のため地域環境が悪化し、避難を余儀なくされた者
- (3) 福島県内の居住地から、放射線の影響により避難をした者

3 定員等

- (1) 平成30年度入学者選抜において、震災等の影響による定員の変更はないが、他県からの受検者の増加に対し、以下の配慮を行う。

- ① 震災の影響による受検者が受検する学校にあつては、あらかじめ1学級あたりの上限を45名以内に定め、合格者を認定できるものとする。
- ② 公立高等学校長は中学校長に対して、受検者が震災による避難者であるか確認を求めることができる。

中学校長は、自校の震災による避難者が本県県立高等学校に志願する場合には、その生徒についての証明を別紙により志願先高等学校長あて提出する。

- (2) 志願の制限

① 住民登録

ア 本県県立高等学校を受検しようとする者は、入学までに、本県に住民登録を行うものとする。

イ 本県の中学校を卒業見込みの者については、本県内への住民登録を条件としない。この場合、在籍中学校の所在地を受検者の現住所とみなし、本県の学区制に従い受検できるものとする。

- ② 学区外志願の認定については以下のとおりとする。

ア 本県外からの志願を許可する基準は「一家転住等」である。

イ 震災の影響の場合であっても、保護者と同居をしない転住（本人のみの転居等）については許可しない。ただし、保護者の認定については弾力的に対応するものとする。

- ③ 区域外就学により県内の中学校を卒業見込みの者が本県外公立高等学校に入学志願する場合も、「山形県公立高等学校に志願しない旨の証明願」(別記様式第5号B)を本県教育委員会教育長に1部提出すること。
- (3) 推薦入学者選抜
 - ① 平成30年3月に本県中学校を卒業見込みの生徒については、推薦入学者選抜の受検資格があるものとし、本県への住民登録を条件としない。
 - ② 震災の影響により受検者が増加した場合は、学校で定める推薦による選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。
- (4) 一般入学者選抜
 - ① 震災の影響による受検者の合否の判断については、一般入学者選抜に係る選抜方法により判断する。
 - ② 合格者の認定に当たっては、入学定員を超えて本県受検者の合格者が出ないようにすること。

4 配慮事項

- (1) 入学定員の上限については、3の(1)①により県立高等学校長が判断できるものとするが、合格発表に先立って上限を公にすることはしない。
- (2) 震災による受検者の調査書については、その扱いについて配慮する。
- (3) 面接における質問の内容について配慮する。

5 その他

- (1) 各県立高等学校長は、震災の影響による他県からの受検者の出願及び合格(内定)状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (2) 当実施要項は、平成30年度入選に対応したものであり、平成31年度以降の入学者選抜に当たっては、避難者の推移等を参考のうえ別途対応する。

議第 1 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条中「を卒業した」を「若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した」に改める。

別表第 1 中

「

山形県立山形東高等学校	普通		240
-------------	----	--	-----

を

」

「

山形県立山形東高等学校	普通		160	に、
	理数	理数探究	40	
	国際	国際探究	40	

」

「

同 北村山高等学校	総合		160	を
-----------	----	--	-----	---

」

「

同 北村山高等学校	総合		120	に、
-----------	----	--	-----	----

」

「

同 米沢興譲館高等学校	普通		160	を
	理数		40	

」

「

同 米沢興譲館高等学校	普通		120	に、
	理数	理数探究	40	
	国際	国際探究	40	

」

「

同 米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜	40
		生産システム	募集停止				
		電気	募集停止				
		意匠情報	募集停止				
		生産デザイン	40				
		電気情報	40				

を

		建築	40			
		環境工学	40			

」

「

同	米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜 40
			生産デザイン	40			
			電気情報	40			
			建築	40			
			環境工学	40			

に、

」

「

同	南陽高等学校	普通		200			
---	--------	----	--	-----	--	--	--

を

」

「

同	南陽高等学校	普通		160			
---	--------	----	--	-----	--	--	--

に、

」

「

同	鶴岡北高等学校	普通		160			
---	---------	----	--	-----	--	--	--

を

」

「

同	鶴岡北高等学校	普通		120			
---	---------	----	--	-----	--	--	--

に、

」

「

同	酒田東高等学校	普通		200			
同	酒田西高等学校	普通		200	普通		夜 40

を

」

「

同	酒田東高等学校	普通	理数探究	40			
		国際	国際探究	40			
同	酒田西高等学校	普通		160	普通		午前40 夜 募 集停止

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

平成 30 年度高等学校再編整備計画に伴う入学定員の変更及び学科名変更を行うため提案するものである。

平成 29 年 10 月 19 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

現 行		改 正 案																																					
<p>～略</p> <p>(入学資格) 第37条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>～略</p> <p>別表第1</p> <p>高等学校の名称・課程及び入学定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校名</th> <th colspan="2">全日制の課程</th> <th colspan="2">定時制の課程</th> </tr> <tr> <th>設置学科</th> <th>入学定員</th> <th>設置学科</th> <th>入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県立山形東高等学校</td> <td>普通</td> <td>240</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>同 北村山高等学校 総合 160</p> <p>(略)</p> <p>同 米沢興譲館高等学校 普通 160 理数 40</p>	学校名	全日制の課程		定時制の課程		設置学科	入学定員	設置学科	入学定員	山形県立山形東高等学校	普通	240			<p>～略</p> <p>(入学資格) 第37条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前助課程を修了した者又は次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>～略</p> <p>別表第1</p> <p>高等学校の名称・課程及び入学定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校名</th> <th colspan="2">全日制の課程</th> <th colspan="2">定時制の課程</th> </tr> <tr> <th>設置学科</th> <th>入学定員</th> <th>設置学科</th> <th>入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県立山形東高等学校</td> <td>普通</td> <td>160</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>理数</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>同 北村山高等学校 総合 120</p> <p>(略)</p> <p>同 米沢興譲館高等学校 普通 120 理数 募集停止 理数探究 40 国際探究 40</p>	学校名	全日制の課程		定時制の課程		設置学科	入学定員	設置学科	入学定員	山形県立山形東高等学校	普通	160				理数	40				国際	40		
学校名		全日制の課程		定時制の課程																																			
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員																																			
山形県立山形東高等学校	普通	240																																					
学校名	全日制の課程		定時制の課程																																				
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員																																			
山形県立山形東高等学校	普通	160																																					
	理数	40																																					
	国際	40																																					

現 行		改 正 案					
同	米沢工業高等学校	機械	40	工業	工業	産 業	夜 40
		生産シ テム	募集停止				
		電気	募集停止				
		意匠情報	募集停止				
		生産デ ザイン	40				
		電気情報	40				
		建築	40				
		環境工学	40				
(略)							
同	南陽高等学校	普通	200				
同	鶴岡北高等学校	普通	160				
(略)							
同	酒田東高等学校	普通	200				
同	酒田西高等学校	普通	200	普通			夜 40
(略)							
同	米沢工業高等学校	機械	40	工業	工業	産 業	夜 40
		生産デ ザイン	40				
		電気情報	40				
		建築	40				
		環境工学	40				
(略)							
同	南陽高等学校	普通	160				
同	鶴岡北高等学校	普通	120				
(略)							
同	酒田東高等学校	普通	120	普通			
		理数	40	理数探究			
		国際	40	国際探究			
同	酒田西高等学校	普通	160	普通			午前4 夜募 集停止
(略)							

議第 2 号

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和 24 年 3 月県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 2 号中「理数科」を「理数科及び国際科」に改め、同項第 3 号中「普通科及び理数科」を「普通科、理数科及び国際科」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

平成 30 年 4 月に設置する国際科の通学区域を定めるため提案するものである。

平成 29 年 10 月 19 日提出

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 涉

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

教育庁高校教育課

1 改正理由

平成 30 年 4 月に山形県立山形東高等学校、同米沢興譲館高等学校及び同酒田東高等学校に探究科[※]（理数探究科及び国際探究科）を設置することにあわせ、県内で初めて設置する「国際科」の通学区域を、理数科と同一に規定するもの。

※ 探究科は、理数科である理数探究科と、国際科である国際探究科をあわせて募集する場合の総称として用いています。

2 施行期日

公布の日から施行する。

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別表</p> <p>2 全日制の課程（前項に掲げる高等学校の課程を除く。）</p> <p>（1）普通科 イ～ニ 一略一</p> <p>（2）理数科 イ～ハ 一略一</p> <p>（3）普通科及び理数科以外の学科 県下一円</p>	<p>別表</p> <p>2 全日制の課程（前項に掲げる高等学校の課程を除く。）</p> <p>（1）普通科 イ～ニ 一略一</p> <p>（2）<u>理数科及び国際科</u></p> <p>イ～ハ 一略一</p> <p>（3）普通科、<u>理数科及び国際科</u>以外の学科 県下一円</p>

<現行>

○山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

昭和 24 年 3 月 5 日山形県教育委員会規則第 4 号

第 1 条 山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。

第 2 条 山形県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域は、別表による。

第 3 条 前条により定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。

第 4 条 次の各号の一に該当する場合は、教育長において生徒の就学を調整することができる。

(1) 学校の入学志願者の比率が著しく不均衡である場合

(2) 生徒の通学が著しく不便と認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行し、昭和 42 年度に就学する者から、これを適用する。

附 則（昭和 52 年 2 月 22 日教育委員会規則第 2 号）

最終改正 平成 27 年 8 月教育委員会規則第 15 号

（施行期日等）

1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度に高等学校第 1 学年に入学する者から適用する。

（経過措置）

2 当分の間、山形県立高等学校の全日制の課程普通科の通学区域は、別表第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同項第 2 号に規定する通学区域とする。

附 則（平成 27 年 8 月 28 日教育委員会規則第 15 号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表

1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円

2 全日制の課程（全校に掲げる高等学校の課程を除く。）

(1) 普通科

イ 東 学 区 山形市 寒河江市 上山市 天童市 山辺町 中山町 河北町
西川町 朝日町 大江町

ロ 北 学 区 新庄市 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 金山町 最上町
舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村

ハ 南 学 区 米沢市 長井市 南陽市 高島町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町

ニ 西 学 区 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町

(2) 理数科

イ 東学区・北学区 前号イ及びロに掲げる市町村

ロ 南学区 前号ハに掲げる市町

ハ 西学区 前号ニに掲げる市町

(3) 普通科及び理数科以外の学科 県下一円

3 定時制の課程 県下一円

4 専攻科 県下一円

<改正案>

○山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

昭和 24 年 3 月 5 日山形県教育委員会規則第 4 号

第 1 条 山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。

第 2 条 山形県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域は、別表による。

第 3 条 前条により定められた通学区域内に居住する者は、その区域内の高等学校に就学しなければならない。

第 4 条 次の各号の一に該当する場合は、教育長において生徒の就学を調整することができる。

(1) 学校の入学志願者の比率が著しく不均衡である場合

(2) 生徒の通学が著しく不便と認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行し、昭和 42 年度に就学する者から、これを適用する。

附 則（昭和 52 年 2 月 22 日教育委員会規則第 2 号）

最終改正 平成 27 年 8 月教育委員会規則第 15 号

（施行期日等）

1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 57 年度に高等学校第 1 学年に入学する者から適用する。

（経過措置）

2 当分の間、山形県立高等学校の全日制の課程普通科の通学区域は、別表第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同項第 2 号に規定する通学区域とする。

附 則（平成 29 年 10 月 〇〇日教育委員会規則第 〇〇号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表

1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円

2 全日制の課程（全校に掲げる高等学校の課程を除く。）

(1) 普通科

イ 東 学 区 山形市 寒河江市 上山市 天童市 山辺町 中山町 河北町
西川町 朝日町 大江町

ロ 北 学 区 新庄市 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 金山町 最上町
舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村

ハ 南 学 区 米沢市 長井市 南陽市 高島町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町

ニ 西 学 区 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町

(2) 理数科及び国際科

イ 東学区・北学区 前号イ及びロに掲げる市町村

ロ 南学区 前号ハに掲げる市町

ハ 西学区 前号ニに掲げる市町

(3) 普通科、理数科及び国際科以外の学科 県下一円

3 定時制の課程 県下一円

4 専攻科 県下一円

議第 3 号

平成 30 年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入
学者募集について

平成 30 年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を別紙
のとおり募集する。

提 案 理 由

平成 30 年度における山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学
者の募集を行う必要があるため提案するものである。

平成 29 年 10 月 19 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

1 山形県立高等学校全日時の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科	入 学 定 員	設 置 学 科	入 学 定 員		
山形県立山形東高等学校	普通 探究	理数探究、国際探究	160 80			一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する
同 山形南高等学校	普通	理数	240 40			
同 山形西高等学校	普通		200			
同 山形北高等学校	普通	音楽	160 40			
同 山形工業高等学校	工業	機 械 電 子 機 械 電 気 電 子 情 報 技 術 建 築 土 木 ・ 化 学	40 40 40 40 40			
同 山形中央高等学校	普通	体育	160 80			
同 霞城学園高等学校				普 通	午前 40 午後 40 夜 40	
同 上山明新館高等学校	普通	農 業 商 業	200 40 40			
同 天童高等学校	総合	食 料 生 産 情 報 経 営	160			
同 山辺高等学校	家庭 看護	食 物 福 祉 看 護	40 40 40			
同 寒河江高等学校	普通		200			普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 寒河江工業高等学校	工業	機 械 電 子 機 械 情 報 技 術	40 40 40			
同 谷地高等学校	普通		120			
同 左沢高等学校	総合		120			
同 村山産業高等学校	農業 工業 商業	農 業 経 営 農 業 環 境 機 械 電 子 情 報 流 通 ビ ジ ネ ス	40 40 40 40 40			
同 東桜学館高等学校	普通		200			
同 北村山高等学校	総合		120			
同 新庄北高等学校	普通		200	普 通	夜 40	普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 最上校	普通		40			
同 新庄南高等学校	普通 商業	総 合 ビ ジ ネ ス	80 40			
同 金山校	普通		40			
同 新庄神室産業高等学校	農業 工業	生 物 生 産 生 物 環 境 機 械 電 気 環 境 デ ザ イン	40 40 40 40			
同 真室川校	普通		40			

学校名	全日制の課程			定時制の課程			特記
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員	
同 米沢興譲館高等学校	普通 探究	理数探究、国際探究	120 80				一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する
同 米沢東高等学校	普通		160				
同 米沢工業高等学校	工業	機械 生産デザイン 電気情報 建築 環境工学	40 40 40 40 40	工業 産業	夜	40	全日制の課程において、機械科と生産デザイン科、建築科と環境工学科は、それぞれまとめて募集する。
同 米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス 情報ビジネス	80 40				
同 置賜農業高等学校	農業	生物生産 園芸福祉 食料環境	40 40 40				
同 南陽高等学校	普通		160				
同 高畠高等学校	総合		120				
同 長井高等学校	普通		200				普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 長井工業高等学校	工業	機械システム 電子システム 福祉生産システム	40 40 40				
同 荒砥高等学校	総合		80				
同 小国高等学校	普通		80				
同 鶴岡南高等学校	普通 理数		160 40				一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。
同 山添校	普通		40				
同 鶴岡北高等学校	普通		120				
同 鶴岡工業高等学校	工業	機械 電気電子 情報通信 建築 環境化学	40 40 40 40 40	工業 工業技術	夜	40	
同 鶴岡中央高等学校	普通 総合		120 160				
同 加茂水産高等学校	水産	海洋技術 海洋資源	40 40				
同 庄内農業高等学校	農業	食料生産 食品科学	40 40				
同 庄内総合高等学校	総合		120				
同 酒田東高等学校	普通 探究	理数探究、国際探究	120 80				一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する
同 酒田西高等学校	普通		160	普通	昼	40	
同 酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	機械 電子機械 エネルギー技術 環境技術 ビジネス流通 ビジネス会計	80 40 40 40 40 40 40				
同 遊佐高等学校	総合		40				

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立 霞城学園高等学校	普 通	120
	服 飾	40
同 鶴岡南高等学校	普 通	80

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県下一円	普 通	若干名
		保健医療	若干名
同 山形聾学校	県下一円	普 通	若干名
同 山形養護学校	県下一円	普 通	14
同 米沢養護学校	米沢市、南陽市、高島町、川西町	普 通	14
同 米沢養護学校 西置賜校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	11
同 ゆきわり養護学校	県下一円	普 通	若干名
同 鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新庄養護学校	新庄市、金山町、最上町、舟形町 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普 通	22
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市 大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校 大江校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町 大江町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市 村山市、長井市、天童市、東根市 尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町 河北町、西川町、朝日町、大江町 大石田町、高島町、川西町、小国町 白鷹町、飯豊町	普 通	24
同 鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町	普 通	16

(注) 受入れ区域について特別な事情がある場合には、校長が調整する。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山辺高等学校	看 護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県下一円	理 療	若干名
同 山形聾学校	県下一円	商業技術	若干名
		生産技術	若干名

議第 4 号

平成 31 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

平成 31 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり決定する。

提 案 理 由

平成 31 年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を定める必要があるため提案するものである。

平成 29 年 10 月 19 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

平成 31 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針（案）

平成 31 年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第 2 次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 入学志願は 1 人 1 校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長を経由して行うものとする。
 - (2) 入学志願に係る通学区は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区に関する規則」（昭和 24 年 3 月県教育委員会規則第 4 号）の定めるところによる。
 - (3) 2 校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う一般入学者選抜、推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行う。
ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜は行わない。
 - (1) 一般入学者選抜は、次に定めるところにより行う。
 - ア 中学校長から送付された調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
 - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
 - ウ 選抜に当たっては、面接を行うものとし、高等学校長は、その結果を選抜の資料に加えることができる。
 - (2) 推薦入学者選抜は、専門学科と総合学科において、必要に応じて、次に定めるところにより行う。
 - ア 推薦入学者選抜は自己推薦によるものとする。この場合、学力検査を行わずに、自己推薦書、調査書及び面接に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
 - イ 必要に応じて作文、実技検査及び当該高等学校作成の基礎学力検査を課し、これらの結果等を選抜の資料に加えることができる。
 - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
 - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
 - (1) 学力検査は、平成 31 年 3 月 10 日（日）に同一問題で一斉に行う。
 - (2) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

- (3) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成 20 年文部科学省告示第 28 号）に基づいて出題する。
- (4) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 50 分とする。
- (5) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
- 6 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 7 合格者の発表は、平成 31 年 3 月 17 日（日）に受検番号によって行う。
- 8 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 9 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

議第 5 号

山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県神室少年自然の家
- 2 指定する団体 最上郡真室川町大字川ノ内 1214 番 1
神室少年自然の家管理企業共同体
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

山形県神室少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

平成 29 年 10 月 19 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉